

「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」と一括適用について

平成23年10月4日

日本年金機構

「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」と一括適用について

I 電子申請(e-Gov)・電子媒体申請と一括適用の意義

(1) 事業主(提出代行する社労士を含む。以下同じ。)及び機構双方にとって、次のような利点があり、その利用促進に向けた取組を進めるものとする。

事業主側

(利便向上・事務の省力化)

○社内の人事・給与等システムとの連動、また、労務管理の実態を反映した事務手続が可能となり、利便性の向上と事務の省力化を図ることができる。

(新回復基準対応事項の未然防止等)

○厚生年金保険の短期加入漏れなど新回復基準対応事項の未然防止や届出の記入漏れ等を防止することができる。

・電子媒体申請:作成した届書を機械的にチェックすることが可能であり、提出時の記入漏れ等を防止することができる。

・一括適用:一括適用対象の本店・支店間や支店間等の人事異動に伴う手続(資格の喪失・取得等)が不要となり、届出誤り・届出漏れ等を防ぐことができる。

機構側

(業務の効率化)

○入力業務が不要となり、入力業務の効率化・経費の節減を図ることができる。

(記録の正確性確保)

○入力に起因する年金記録誤りを防止ことができ、事業主における届出漏れ等の減少と相まって、新回復基準対応事項の未然防止、年金記録の正確性の確保を図ることができる。

(注)「電子申請(e-Gov)」…e-Gov 電子申請システムより所定の手続で作成された届書(連記式、CSV 方式)を、厚生労働省受付汎用システムを経由して、機構事務センターへオンラインにて申請。

「電子媒体申請」…機構が定める媒体届書作成プログラムを利用して作成された届書について、CD、DVD 等の電子媒体へ収録の上、年金事務所又は事務センターへ持参、郵送により申請。

(2) 利用促進の考え方

① 事業主の申請方式と適用形態の選択肢の提供

各事業所において、社会保険事務の電子化に対するニーズは、事業所の規模(被保険者の人数)や事業所での給与・社会保険分野へのシステムの導入状況により、そのニーズは一様ではない。また、手続きの種類によっても、例えば、賞与支払届や算定基礎届等定型的大量処理が中心で電子化のなじみやすいものもある一方、資格喪失届等で(時期にもよるが)対象者も少なく、また、添付書類等の別送が必要なことから、電子化のメリットが感じにくい分野もある。

届書等の電子化を進めるに当たっては、電子申請(e-Gov)・電子媒体申請が、(1)のような利点を有していることを前提としつつ、現実の事業主の実務面での使い勝手を考慮したうえで、事業所の実態に即した申請方式^(*1)と適用形態^(*2)を選択できる環境を整備することが基本的な方向。

(*1)「電子申請(e-Gov)」、「電子媒体申請」及び「紙による申請」の三つの申請方式

(*2)個々の事業所単位での適用のほか、「本社管理」、また、一定の要件により承認された「一括適用」の三つの適用形態

② 関係者のニーズの把握と機構事務の合理化

電子申請(e-Gov)・電子媒体申請の推進に当たっては、全国社会保険労務士会連合会と連携しながら、事業所を始めお客様のニーズに的確に対応できるものとするのが重要である。同時に、事業所から機構を含むプロセス全体として入力誤りや記載漏れの防止と事務処理の合理化を図ることに努めるものとする。とりわけ、機構の事務処理において電子化のメリットを十分に活用できるシステムとなるよう改善が必要である。

Ⅱ 今後の具体的な取組

「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」について、今後、事業主からの意見・要望等も聴取の上、以下の取組を進める。

(1) 提出可能な媒体の拡大とこれを契機とする「機構電子媒体申請」利用促進のための取組み

① 提出可能な媒体の拡大（平成23年12月実施）

- ・FDの生産終了を踏まえ、提出媒体の拡大を図る。
- ・拡大する媒体 CD(R/RW)、DVD(R/RW)（当分の間、FD・MOについても使用可能とする。）

② 事業主等への利用勧奨

提出可能な媒体の拡大を契機に、事業主や年金委員に対して、「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」の仕組みやメリットのほか、「電子媒体申請」のターンアラウンドCD(被保険者基本情報収録CD)の活用による効率的な届書作成等についての周知及び利用勧奨を行う

(ア) ご案内の送付

納入告知書の発送等にあわせ、事業主に以下のように媒体拡大等についてのご案内を送付するとともに、あわせて関係経済団体及び社会保険労務士団体等に対し周知を依頼する。

23年 9月 「CD・DVD で届書の提出が可能になります」(送付済)

10月 「ターンアラウンドFDがCDに変更となります」

11月 「厚生年金保険の届出 もれ・誤りを減らす仕組みのご案内」

(イ) 事業所への利用勧奨

被保険者数が100名程度以上の事業所を中心に、電子媒体申請の仕組みやメリット、ターンアラウンドCDの利便性等に関する情報提供を行い、電子媒体申請の利用勧奨を実施。(平成23年度内実施予定)

さらに、24年度の算定事務に向けた取り組みとして以下のとおり実施する(平成24年4月～6月実施予定)

- ・ ターンアラウンドCDの利用を勧奨。
- ・ 事業所調査や年金委員の研修会等を活用した利用勧奨。

(ウ) 給与ソフト開発ベンダーへの働きかけ

給与ソフト開発ベンダーを訪問の上、提出可能媒体の拡大の仕様説明を行い、対応を依頼。併せて、今後の電子(媒体)申請の利用促進に向け、意見交換を行う。

表 当面の広報予定

実施年月	実施内容
平成23年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出媒体の拡大について機構HPにアップ ・ 提出媒体の拡大に関して、年金事務所等への情報提供及び全国社会保険労務士会連合会へ情報提供と併せた会員への周知を依頼 ・ 事業主に送付する「日本年金機構からのお知らせ」(保険料納入告知書に同封)に記事掲載
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に送付する「日本年金機構からのお知らせ」(保険料納入告知書に同封)に記事掲載 ・ 日本経団連など経済団体に対して、周知依頼
平成23年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出媒体の拡大に関する仕様について機構HPを公開(ソフト開発ベンダー向け) ・ ソフト開発ベンダーを訪問の上、提出媒体の拡大の仕様説明と対応依頼 ・ 「事業主向け一斉呼びかけ」リーフレット記事掲載

(2) 今後の利用促進のための取組

① 「電子媒体申請」に関連する対象届書の拡大

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」と同一契機で提出される「健康保険被扶養者(異動)届」(年間290万件)及び「国民年金第3号被保険者関係届」^(注)(年間505万件)を電子媒体申請の対象届書に追加する。(今年度、開発に着手。)

(注)「国民年金第3号被保険者関係届」…資格取得届、資格喪失届、種別変更届、死亡届

(注)「電子申請(e-Gov)」において、CSVファイル添付方式での申請が可能となる。

② 電子(媒体)申請に関するホームページの見直し

事業所の担当者など利用者の立場に立って分かりやすい、使いやすいものとするために、「紙による申請」・「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」の比較表(参考2)を掲載するなどの見直しを順次行う。(平成23年9月～)

③今後のシステム改善とこれに向けた実情把握

今後、「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」が、お客様にとってさらに使いやすいものとなるようこれまでの調査・検討に加え、下記の実情把握を通じて課題を抽出し、システムの改善を図る。(年度内に事項決定。平成24年度に開発、実施。)

(ア)事業所からの意見聴取等

事業所の規模に応じて一定数の事業所を抽出の上、「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」及び一括適用についてアンケートを実施するとともに、併せて改善要望等今後の利用促進に向けた意見等を聴取する。

(イ)関係者との意見交換

社会保険労務士、給与ソフト開発ベンダー等関係者との継続的な意見交換を実施する。

(ウ)年金事務所等からの改善要望事項の聴取

継続的に、年金事務所、事務センターから、業務処理の問題点や改善要望等について聴取。

(3)機構における業務改善

「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」を通じて、機構における入力業務の効率化や入力に伴う記録誤りの可能性は軽減されているものの、さらに電子的な申請であることのメリットを生かすためには、審査業務の効率化にもつなげていくことが重要。

このため、(2)のシステム改善においては、CSV化対象届出の追加(再掲。Ⅱ-(2)-①)を始め、お客様の利便性の向上に加え、機構における各届書等の処理プロセス全体を見通して、事務の効率化などの課題の改善に取り組むものとする。

(参 考 1)

1 磁気媒体申請が可能な届書(6届)

○事業主が反復・継続的に手続きを行う必要がある次の届書を対象。

- ・健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- ・健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- ・健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届
- ・厚生年金保険被保険者住所変更届

2 届出方法別の届出状況

(1) 届出方法別の割合(6届出ベース)

届出方法	届出方法別の割合			
	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
紙	47. 82%	49. 82%	50. 67%	52. 88%
磁気媒体	50. 04%	48. 52%	48. 24%	46. 49%
電子申請	2. 14%	1. 67%	1. 09%	0. 63%

(2)届書・届出方法別の件数

(平成 22 年度実績)

	資格取得届	資格喪失届	月額変更届	算定基礎届	賞与支払届	住所変更届	計
紙	4,616,820 (75.7%)	4,749,135 (76.7%)	2,427,361 (46.8%)	17,220,745 (50.7%)	21,184,526 (38.7%)	1,967,969 (68.4%)	52,166,556 (47.8%)
磁気媒体	1,313,942 (21.6%)	1,303,498 (21.0%)	2,640,704 (50.9%)	16,014,270 (47.2%)	32,460,965 (59.3%)	852,717 (29.7%)	54,586,096 (50.0%)
電子申請	165,139 (2.7%)	141,744 (2.3%)	121,730 (2.4%)	723,165 (2.1%)	1,122,140 (2.1%)	55,056 (1.9%)	2,328,974 (2.1%)
計	6,095,901	6,194,377	5,189,795	33,958,180	54,767,631	2,875,742	109,081,626

※磁気媒体届出のうち算定基礎届及び賞与支払届で約9割を占めている。

(参 考 2)

「電子申請(e-Gov)」・「電子媒体申請」の比較 (未定稿)

※ 日本年金機構ホームページ掲載のイメージ

	紙による申請	電子申請(e-Gov)	電子媒体申請
提出媒体	紙	オンライン	電子媒体(FD、MO、CD、DVD)
対象手続	すべての手続	適用関係59手続 * 詳しくは、「 <u>電子申請対応届書一覧</u> 」(仮称)を参照して下さい。	主要な適用関係6手続 (資格取得届、資格喪失届、月額変更届、算定基礎届、賞与支払届、住所変更届)
事前準備	届書用紙を入手します ・ 機構HPにも届書を掲載していますので、印刷又はPC上へコピーの上ご利用いただけます。 ・ 届書により、PDF版、word版、excel版をご用意しています。	○電子証明書(有料)を入手します ・ 民間の認証局で発行しています。(「 <u>使用可能な電子証明書</u> 」を参照) ・ ICカードリーダーが必要な場合があります。 ○OPCの環境を設定します ・ 「 <u>電子申請のトップページ</u> 」をご覧ください。 * 詳しくは、厚生労働省HPの「 <u>オンライン申請マニュアル</u> 」を参照して下さい。	次のいずれかの方法を選び入手します ①機構HPより届書作成プログラム(無料)をインストールします * 詳しくは、「 <u>届書作成プログラム操作説明書</u> 」を参照して下さい。 ②自社でシステムを開発します ・ 日本年金機構が提供する「届書作成仕様書」で規定するデータフォーマットに基づき、届出者が自ら届出データを作成するためのシステムを開発することが可能です。 ・ この場合、日本年金機構が提供する「仕様チェックプログラム」による検証が必要となります。 ③届書作成プログラムが搭載されている市販の給与計算ソフトを利用します

<p>届書の作成</p>	<p>手書き又はワープロ入力などにより届書を作成します</p>	<p>次のいずれかの方法により届書を作成します</p> <p>①届書作成プログラムを利用して届出データを作成する (6届のみ。CSVファイル添付方式)</p> <p>* 詳しくは、厚生労働省 HP の「オンライン申請マニュアル」を参照して下さい。</p> <p>②e-Gov電子申請システムより届書を検索し作成する (連記式)</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Gov 電子申請システムの届書フォームへ電子申請用データを直接入力します。 <p>* 詳しくは、e-Gov トップページの「電子申請のトップページ」の「ご利用にあたって」を参照して下さい。</p> <p>* 月額変更届、算定基礎届、賞与支払届については、①の届書作成プログラムによる CSVファイル添付方式のみ利用いただけます。</p>	<p>上記のソフト・プログラムにより届出データを入力の上、届書を作成します</p> <p>①届書作成プログラムを利用して届出データを作成する場合</p> <p>②自社でシステム開発した場合</p> <p>③市販の給与計算ソフトによる場合</p>
<p>届書の提出</p>	<p>郵送又は持参します</p>	<p>申請者の電子署名を付与した上で、e-Gov電子申請システムにより、申請データを送信します</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類がある場合は、別送します。 	<p>総括票へ記名押印のうえ、届出データが収録された電子媒体と併せて郵送又は持参します</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類がある場合は、電子媒体と併せて送付します。

<p>その他</p>		<p>○被保険者データなどが収録されたターンアラウンドCDを利用いただけます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定基礎届、賞与支払届にご利用いただけます。 <p>(年金事務所にご相談ください。)</p>	<p>○被保険者データなどが収録されたターンアラウンドCDを利用いただけます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定基礎届、賞与支払届にご利用いただけます。 <p>(年金事務所にご相談ください。)</p> <p>○1枚の電子媒体に複数の届書を収録することができます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、1枚の電子媒体に、「月額変更届」と「住所変更届」を同時に収録できます。
<p>特長</p>	<p>○PC や電子証明書の準備が不要です。</p>	<p>○会社にいながら申請や届出ができ、持参や郵送の手間が省けます。</p> <p>○24時間365日いつでも申請可能です。</p> <p>○届書用紙の入手が不要です。</p> <p>○手続によっては、社内で保有するデータを活用できます。</p>	<p>○届書用紙の入手が不要です。</p> <p>○手続によっては、社内で保有するデータを活用できます。</p>

* 届出内容によって、そのつど、申請方法を変えることも可能です。

届書を手書きにより作成されている事業所の方へ

このような場合には、電子申請(e-Gov)・電子媒体申請の利用を検討されてはいかがでしょうか。

従業員が増え、算定基礎届などを一度に大量の届出を手書きで作成するのがたいへん

算定基礎届、賞与支払届の提出にあたって、機構の被保険者データを利用したい

給与計算にコンピューターを導入することを検討している